

○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）  
 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇一の六（略）</p> <p>一の七（略）</p> <p>一の八 五―イソシアナト―（イソシアナトメチル）―                  三・三―トリメチルシクロヘキササン及びこれを含有する製剤</p> <p>一の九（略）</p> <p>一の十（略）</p> <p>二〇六の五（略）</p> <p>六の六（略）</p> <p>六の七 二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の八（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇一の六（略）</p> <p>一の七 アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>一の八 O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド（別名イソフェンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド5%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の九（略）</p> <p>二〇六の五（略）</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の七 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤</p>

六の九、六の十五 (略)

七、十の二 (略)

十の三 (略)

十の四 (ジクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤  
十の五 (略)

十一、十九の三 (略)

十九の四 (略)

十九の五 (トリクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

十九の七 (略)

二十、二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 ビス(四―イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

二十二の三 (略)

二十三 (略)

二十三の二 (略)

六の八、六の十四 (略)

七、十の二 (略)

十の三 一・三―ジクロロプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤

(新設)

十の四 二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。

十一、十九の三 (略)

十九の四 一―ドデシルグアニジニウムIIアセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、一―ドデシルグアニジニウムIIアセタート六五%以下を含有するものを除く。

(新設)

十九の五 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

二十、二十一 (略)

二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤

(新設)

二十二の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル)II O―エチル

II ホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)II O―エチルII ホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。

二十三 (略)

二十三の二 ヒドラジン

二十三の三 二―ヒドロキシエチル―アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の四 二―ヒドロキシプロピル―アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の五 (略)

二十四～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～四の三 (略)

四の四 (略)

四の五 N―(二―アミノエチル)エタン―・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

四の六 (略)

四の七・四の八 (略)

(新設)

(新設)

二十三の三 ブチル―二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル―N・N′―ジメチル―N・N′―チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル―二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル―N・N′―ジメチル―N・N′―チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。

二十四～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～四の三 (略)

四の四 N―(二―アミノエチル)―二―アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N―(二―アミノエチル)―二―アミノエタノール〇%以下を含有するものを除く。

(新設)

四の五 L―二―アミノ―四―(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィン―ブチル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―二―アミノ―四―(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィン―ブチル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の六・四の七 (略)

五〇十の三 (略)

十一 (略)  
十一の二 エタン―・ニージアミン及びこれを含有する製剤  
十一の三 (略)

十一の四 (略)

十二〇三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(31)(1) (略)

(32) |  
― (三)クロロ―ニ―ピリジル)―四―シアノーニ―メ

チル―六― (メチルカルバモイル)―三―「五― (トリフル  
ロオロメチル)―二H―・ニ・三・四―テトラゾール―ニ  
―イル」メチル)―H―ピラゾール―五―カルボキサニリ  
ド及びこれを含有する製剤

(33) | (略)

(80)|(34)| (略)  
|(79)| (略)

五〇十の三 (略)

十一 (新設)

十一の二 O―エチル―O― (ニ)イソプロポキシカルボニルフ  
エニル)―N―イソプロピルチオホスホルアミド (別名イソフ  
エンホス) 5%以下を含有する製剤

十一の三 (略)

十二〇三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(31)(1) (略)

(32) | (新設)  
― (三)クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾ  
ロ「一・五―a」ピリジン―ニ―イル)―五―「メチル(プ  
ロ)―ニ―イン―ニ―イル)アミノ)―H―ピラゾール―  
四―カルボニトリル (別名ピラクロニル) 及びこれを含有す  
る製剤

(33) | (E)―「(四RS)―四― (ニ)クロロフェニル)―  
・三―ジチオラン―ニ―イリデン) (―H―イミダゾール―  
―イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(79)|(33)| (略)  
|(78)| α―シアノー四―フルオロ―三―フェノキシベンジル||三

(81) 四―(シアノメチル)―ニ―イソプロピル―五・五―ジメチルシクロヘキサシカルボキサニリド及びこれを含有する製剤  
(略)

(83) |  
| (112) |  
(略) (略)

(114) | 二・三・三・三―テトラフルオロ―ニ―(トリフルオロメチル)―プロパンニトリル及びこれを含有する製剤  
(略)

―(二・二―ジクロロビニル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤  
(新設)

(80) | 二―シアノ―N―メチル―ニ―「三―(二・四・六―トリオキソテトラヒドロピリミジン―五(二H)―イリデン)―二・三―ジヒドロ―H―イソインドール―イリデン」アセトアミド(別名ピグメントイエロー一八五)及びこれを含有する製剤

(11i) |(81) |  
|(110) |  
(略) (略)  
(新設) 製剤  
テトラクロル―メタジシアンベンゼン及びこれを含有する

(112) | 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル || (Z) |―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル || (E) |―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル || (Z) |―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル || (EZ) |―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

三十三(116) |  
 三十三(182) |  
 三十七(略) |  
 三十七(略) |

及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九%以上を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含む製剤

三十三(113) |  
 三十三(179) |  
 三十七(略) |  
 三十七(略) |

三十七の二 ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤

三十七の三 ジエチルビスルファート及びこれを含有する製剤  
三十七の四 (略)

三十七の五 三十七の七 (略)

三十八 五十五の四 (略)

五十六 (略)

五十六の二 N・N―ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及びこれを含有する製剤

五十六の三 (略)

五十七 六十七 (略)

六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム―水和物及びこれを含有する製剤

六十九 (略)

六十九の二 七十四の二 (略)

七十四の三 (略)

七十四の四 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)

七十四の六 (略)

(新設)

三十七の三 ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト―% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

三十七の四 三十七の六 (略)

三十八 五十五の四 (略)

五十六 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイトを含有する製剤

(新設)

五十六の二 二・二―ジメチル―一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート (別名ベンダイオカルブ)

五%以下を含有する製剤

五十七 六十七 (略)

六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

六十九 無機錫塩類

六十九の二 七十四の二 (略)

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

(新設)

七十四の四 トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)

七十五〜七十七 (略)  
七十七の二 (略)

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

七十七の四 (略)

七十八・七十九 (略)

八十 (略)

八十の二 N・N-ビス(ニ-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤

八十の三 (略)

八十の四〜八十の七 (略)

八十一〜九十五 (略)

九十六 (略)

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

九十七 (略)

九十八 (略)

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢酸〇・二%以下を含有するものを除く。

九十八の三〜百六 (略)

百七 (略)

七十五〜七十七 (略)

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

(新設)

七十七の三 一-(四-ニトロフェニル)-三-(三-ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤

七十八・七十九 (略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

(新設)

八十の二 ビス(ニ-エチルヘキシル) 水素 水素フア-ト及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(ニ-エチルヘキシル)

水素 水素フア-ト二%以下を含有するものを除く。

八十の三〜八十の六 (略)

八十一〜九十五 (略)

九十六 硼弗化水素酸及びその塩類

(新設)

九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三〜百六 (略)

百七 燐化亜鉛を含有する製剤。ただし、燐化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著し



百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソル  
シノール二〇%以下を含有するものを除く。  
百九 (略)  
百十 (略)  
2 (略)

くからく着味されているものを除く。  
(新設)  
百八 ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エ  
チル一%以下を含有するものを除く。  
百九 (略)  
2 (略)